

経営者の退職金制度 小規模企業共済

加入の資格（個人事業主又は会社役員等）

業種	常時使用する従業員数
建設業、製造業、不動産業、農業 サービス業（宿泊業、娯楽業に限る） 企業組合、協業組合等	20人以下
商業（卸売業、小売業） サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）等 弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員	5人以下

■上記以外に加入ができる方

- ・常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員の方

■加入できない方

- ・協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO法人等の直接営利を目的としない法人の役員等。
- ・会社等の役員とみなされる方であっても、商業登記簿に役員登録されていない場合。
- ・事業を兼業している給与所得者（サラリーマン大家など）。
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」の被共済者である場合。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が個人事業主の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の役員の疾病・負傷・老齢による退任をした場合等、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。国が作った制度で安心・確実。税制優遇や共済金など優れたメリットがあり、「経営者の強い味方」です。

掛金

- 掛金月額、1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。
- 掛金月額の増額・減額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で、増額または減額ができます。
- 掛金は加入された方ご自身の個人口座（屋号付き口座は不可）からの振替となります。
- 掛金は税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。なお、掛金は共済契約者ご自身の所得の中から納付していただきますので、事業上の損金または必要経費には算入できません。

実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税される所得金額が400万円、月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円[★]×15年
 = **1,642,500円**
 掛金合計額=5,400,000円[★]
 共済金A：6,033,000円
 受取額－納付額＝**633,000円**



合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★ 109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「共済金試算シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認ください。

共済金額一覧表

掛金月額が30,000円の場合

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A (A共済事由)		共済金B (B共済事由)	
		・個人事業の廃止 ・個人事業主の死亡 ・会社等の解散 など		・老齢給付 (※) ・会社等役員の疾病・負傷・65歳以上での退任 ・会社等役員の死亡 など ※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。	
5年	1,800,000円	1,864,200円		1,843,800円	
10年	3,600,000円	3,871,800円		3,782,400円	
15年	★ 5,400,000円	6,033,000円		5,821,200円	
20年	7,200,000円	8,359,200円		7,976,400円	
30年	10,800,000円	13,044,000円		12,635,400円	

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

法律に基づく、安心・確実な国の制度です。
 配偶者や子に共済契約の継承ができます。（個人事業者のみ）
 契約者貸付制度をご利用いただけます。

— 加入の手続き・お問い合わせ先 —
(公財)新潟市勤労者福祉サービスセンター
 電話 025(201)6113